

令和5年8月30日

令和5年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

令和5年8月30日会議提出議案一覧表

議案第15号	令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）	・・・	別冊
議案第16号	令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第17号	令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第18号	鳥羽市印鑑条例の一部改正について	・・・	1
議案第19号	鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・	3
議案第20号	鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・	5
議案第21号	令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・	8
認定第1号	令和4年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・	9
認定第2号	令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・	10
報告第4号	令和4年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・	11
報告第5号	令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・	12
報告第6号	令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・	13
報告第7号	令和4年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・	14
報告第8号	一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について	・・・	15

議案第18号

鳥羽市印鑑条例の一部改正について

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 8月30日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への登載が可能となったことから、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥羽市印鑑条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第22条」を「第22条第1項」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「当該カード」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第19号

鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 8月30日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例（平成29年条例第16号）の一  
部を次のように改正する。

第1条中「及び博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18  
条」を削る。

第11条第1項第1号中「、法」を「、博物館法（昭和26年法律第285号）」に、  
「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 8月30日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽中央公園に芝生広場を整備すること等に伴い、鳥羽市民体育館及び鳥羽中央公園多目的グラウンドの利用料金を改正したく、本提案とするものである。

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第3サブアリーナの項を次のように改める。

サブアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	フロア	1,000
		屋内ステージ	500
		屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備含む）	500
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	フロア	10,000
		屋内ステージ	5,000
		屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備含む）	5,000

別表第4鳥羽中央公園多目的グラウンドの項を次のように改める。

鳥羽中央公園多目的グラウンド	入場料金等を徴収しない場合	2時間につき	一般	1,000
			小・中学校	500
	入場料金等を徴収する場合	1日につき	150,000	

別表第5サブアリーナの項を次のように改める。

サブアリーナ	フロア	1,400
	屋内ステージ	700

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金307,061,695円のうち、56,047,147円を減債積立金に積み立て、50,000,000円を建設改良積立金に積み立て、201,014,548円を自己資本金に組み入れるものとする。

令和5年 8月30日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

## 認定第 1 号

令和 4 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

### 記

- 1 令和 4 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 令和 4 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 令和 4 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 令和 4 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 令和 4 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 令和 4 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

令和 5 年 8 月 3 0 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

## 提案理由

令和 4 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したの  
で、議会の認定を得たく本提案とするものである。

認定第2号

令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年 8月30日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

令和4年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

報告第4号

令和4年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年 8月30日 報告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度算定値	—	—	7.9	10.4
早期健全化基準	14.12	19.12	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

報告第5号

令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年 8月30日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第6号

令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の  
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年 8月30日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	20.0

報告第7号

令和4年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年 8月30日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第8号

一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和5年 8月30日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎